

# 優遇制度 ①大分県主要制度早見表

## 業種別補助金早見表

※主な業種・制度に絞って掲載しております。ここに記載されたもの以外でも活用可能な制度がございます。  
詳しくは、各制度のページをご覧ください。

| 業種               | 地域                   | 投資内容   | 助成制度  |                   |
|------------------|----------------------|--|---|-------------------|
| 製造業              | 全域                   | ・土地、建物、附属設備、構築物の取得価格が1億円以上<br>※法人税のみの減免なら2,000万円以上の投資  | 税制優遇(地域未来法)   | P19               |
|                  | 大分市以外                | ・新設/増設…80億以上の投資かつ80人以上の新規従事者数<br>・新設…10人以上の新規雇用者数<br>・増設…2億円以上の投資かつ5人以上の新規雇用者数                         | 大規模投資促進補助金(製造業)<br>産業立地促進補助金                              | P22<br>P22        |
|                  | 過疎地域 <sup>※1</sup>   | ・建物・附属設備・機械装置・構築物の取得価格が2,000万円以上<br>(資本金によっては500万円~)   | 税制優遇(過疎法)   | P18               |
|                  | 半島地域 <sup>※2</sup>   | ・建物・附属設備・機械装置・構築物の取得価格が2,000万円以上<br>(資本金によっては500万円~)   | 税制優遇(半島振興法)   | P18               |
| 情報関連産業           | 全域                   | ・10億円以上の設備投資かつ30人以上の新規従事者数<br>・5人以上の新規従事者数<br>・5人以上(中小企業1人以上)の新規従事者数<br>・一定額以上の設備投資<br>※投資を行う地域に別途指定あり | 大規模投資促進補助金(情報関連産業)<br>オフィス系企業誘致補助金(情報関連産業)<br>税制優遇(地域再生法) | P24<br>P24<br>P21 |
|                  | 過疎地域 <sup>※1</sup>   | ・建物・附属設備・機械装置・構築物の取得価格が500万円以上   | 税制優遇(過疎法)   | P18               |
|                  | 半島地域 <sup>※2</sup>   | ・建物・附属設備・機械装置・構築物の取得価格が500万円以上   | 税制優遇(半島振興法)   | P18               |
|                  | 条件不利地域 <sup>※3</sup> | ・条件不利地域のサテライトオフィスへの拠点開設<br>現状:姫島村、佐伯市宇目、玖珠郡旧森町   | ファーストステップ 支援補助金   | P23               |
|                  | 条件不利地域 <sup>※3</sup> | ・10人以上の新規雇用者数(大分市は30人以上)<br>・条件不利地域のサテライトオフィスへの拠点開設<br>現状:姫島村、佐伯市宇目、玖珠郡旧森町                             | オフィス系企業誘致補助金(コールセンター・BPO業)<br>ファーストステップ 支援補助金             | P24<br>P23        |
| コールセンター業<br>BPO業 | 全域                   | ・10人以上の新規雇用者数(大分市は30人以上)   |   |                   |

※1 過疎地域…豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、杵築市、臼杵市、津久見市、大分市(旧野津原町・旧佐賀関町)、由布市(旧庄内町)、佐伯市、竹田市、豊後大野市、九重町、玖珠町、日田市、中津市(旧三光村・旧本耶馬渓町・旧耶馬渓町・旧山国町)

※2 半島地域…日出町

※3 条件不利地域…離島振興対策実施地域及び山村振興法対象地域(詳細はP23をご覧ください)

## その他制度のご紹介

※詳しい条件や補助内容は詳細ページをご確認ください

|                                     |                         |                            |
|-------------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 大分県に本社機能を移転される方                     | 大分流通業務団地の区画(県有地)を購入される方 | 大分県と社員の移住を中心とした連携協定の締結を行う方 |
| 地域再生法(21ページ)、<br>本社機能誘致促進補助金(23ページ) | 流通業務団地立地促進補助金(23ページ)    | 大分県リモートワーク促進補助金(23ページ)     |

## 併給可否確認表

|                | 税制優遇(過疎法)           | 税制優遇(半島振興法)         | 税制優遇(地域未来法)         | 産業立地促進補助金 | オフィス系企業誘致促進補助金 | 大規模投資促進補助金     | ファーストステップ支援補助金 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 税制優遇(過疎法)      |                     |                     | △<br>※国税・地方税を分けて活用可 | ○         | △<br>※情報関連産業のみ | ○              | △<br>※情報関連産業のみ |
| 税制優遇(半島振興法)    |                     |                     | △<br>※国税・地方税を分けて活用可 | ○         | △<br>※情報関連産業のみ | ○              | △<br>※情報関連産業のみ |
| 税制優遇(地域未来法)    | △<br>※国税・地方税を分けて活用可 | △<br>※国税・地方税を分けて活用可 |                     | ○         | △<br>※情報関連産業のみ | ○              |                |
| 産業立地促進補助金      | ○                   | ○                   | ○                   |           | ×              | ×              | ×              |
| オフィス系企業誘致促進補助金 | △<br>※情報関連産業のみ      | △<br>※情報関連産業のみ      | △<br>※情報関連産業のみ      | ×         |                | ×              | ○              |
| 大規模投資促進補助金     | ○                   | ○                   | ○                   | ×         | ×              |                | △<br>※情報関連産業のみ |
| ファーストステップ支援補助金 | △<br>※情報関連産業のみ      | △<br>※情報関連産業のみ      |                     | ×         | ○              | △<br>※情報関連産業のみ |                |

## 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(過疎法)

(令和3年3月31日法律第19号)

| 指定市町村 <sup>*1</sup> | 豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、杵築市、臼杵市、津久見市、大分市（旧野津原町・旧佐賀関町）、由布市（旧庄内町）、佐伯市、竹田市、豊後大野市、九重町、玖珠町、日田市、中津市（旧三光村・旧本耶馬渓町・旧耶馬渓町・旧山国町） |                           |   |      |                      |   |  |
|---------------------|---|---------------------------|---|------|----------------------|---|--|
|                     | 対象となる基準   |                           |   | 減税内容 |                      |   |  |
| 対象者                 | 対象業種  | 取得価格要件 <sup>*4 *5</sup>   |   |      |                      |   |  |
| 租税                  | 製造業<br>旅館業<br><br>農林水産物等販売業<br>情報サービス業等   | 建物<br>附属設備<br>機械装置<br>構築物 | ●資本金5千万円以下<br>→合計500万円以上 <sup>*6</sup>        | 国税   | 法人税<br>(所得税)         | 特別償却(5力年)<br>機械及び装置 32/100<br>建物 48/100 |  |
|                     |   |                           | ●資本金5千万円超~1億円以下<br>→合計1,000万円以上 <sup>*6</sup> | 地方税  | 事業税 <sup>*7</sup>    | 課税免除(3年間)                               |  |
|                     |   |                           | ●資本金1億円超<br>→合計2,000万円以上 <sup>*6</sup>        |      | 不動産取得税 <sup>*8</sup> | 課税免除                                    |  |
|                     |   |                           | 合計500万円以上 <sup>*6</sup>                       | 税    | 固定資産税 <sup>*9</sup>  | 課税免除(3年間)                               |  |

〔過疎法の指定市町村又は対象基準に関する留意点〕

※1 括弧書きのある市町村は、括弧内の地域のみ対象です。

※2 資本金5千万円を超える事業者は、新設又は増設による取得のみ対象です。

※3 建物附属設備は当該建物とともに取得する場合に限られます。

※4 税務上の連結親法人がいる法人の場合、親法人の資本金で判定します。

※5 補助金等により圧縮記帳を行っている場合、圧縮記帳後の価格で判定します。

※6 事業年度単位で取得した固定資産(直接、事業の用に供したものに限る)の合計額で判定します。

## 半島振興法

(昭和60年6月14日法律第63号)

| 指定市町村 | 日出町                                     |                           |                                  |      |                      |   |  |
|-------|---|---------------------------|----------------------------------|------|----------------------|---|--|
|       | 対象となる基準                                 |                           |                                  | 減税内容 |                      |   |  |
| 対象者   | 対象業種                                    | 取得価格要件                    |                                  |      |                      |   |  |
| 租税    | 製造業<br>旅館業<br><br>農林水産物等販売業<br>情報サービス業等 | 建物<br>附属設備<br>機械装置<br>構築物 | ●資本金1千万円以下<br>→合計500万円以上         | 国税   | 法人税<br>(所得税)         | 特別償却(5力年)<br>機械及び装置 32/100<br>建物 48/100 |  |
|       |   |                           | ●資本金1千万円超~5千万円以下<br>→合計1,000万円以上 | 地方税  | 事業税 <sup>*7</sup>    | 初年度 1/2課税<br>2年度 3/4課税<br>3年度 7/8課税     |  |
|       |   |                           | ●資本金5千万円超<br>→合計2,000万円以上        |      | 不動産取得税 <sup>*8</sup> | 1/10課税                                  |  |
|       |   |                           | 合計500万円以上                        | 税    | 固定資産税 <sup>*9</sup>  | 初年度 1/10課税<br>2年度 1/4課税<br>3年度 1/2課税    |  |

## 指定市町村

※税制上の優遇措置は旧市町村単位

|    |         |
|----|---------|
| 凡例 | 過疎法対象地域 |
|    | 半島法対象地域 |

旧市町村名( )書き



## 離島振興法

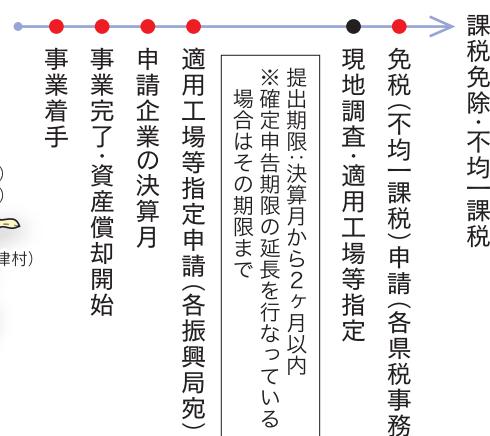
離島において設備投資などを行う際に、業種及び取得価格等の要件を満たした場合、税制上の優遇措置を受けることができます。

### ●対象地域:

姫島村、津久見市(無垢島、保戸島)、佐伯市(大入島、大島、屋形島、深島)

詳細については、国税は熊本国税局もしくは最寄りの税務署に、事業税、不動産取得税は県総務部税務課(097-506-2384)もしくは最寄りの県税事務所に、固定資産税は関係市町村にお問い合わせ下さい。

### 過疎法、半島振興法、離島振興法に基づく 課税免除までの手続



※7 「大分県における課税標準となるべき所得×当核新設等を行った設備に係る従事者数／県内従事者数」により算出します。

※8 土地の免税は、取得日の翌日から1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限ります。

※9 直接、事業の用に供する部分のみ免税対象となります。

## 地域未来投資促進法

計画段階(着手前)に「地域経済牽引事業計画」を県に申請し、承認を受けると、以下の各種優遇措置を受けられます。

### 地域経済牽引事業計画の承認要件(県)

(1)下記対象産業で、かつ付加価値額(※1)が3,506万円以上(※2)増加すること

- ①自動車関連産業 ②電子・電気・機械関連産業 ③素材型産業・造船関連産業 ④医療関連機器産業
- ⑤環境・エネルギー関連産業 ⑥食品・農林水産関連産業(県内の特産物を活用した場合に限る)
- ⑦サービス産業(県内の観光資源を活用した場合に限る) ⑧第4次産業革命(情報関連産業)
- ⑨航空関連産業 ⑩物流関連産業

(※1)付加価値額 = 売上高 - 費用総額(売上原価 + 販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課

(2)次のいずれかを満たすこと(県内の事業所で判断します)(※3)

- ①県内の事業者間での取引額が開始年度比で2,500万円増加
- ②売上げが開始年度比で2億9千万円増加
- ③雇用者数が開始年度比で10人増加
- ④給与等支給額が開始年度比で2,800万円増加

(※2)(※3)事業計画期間を5年と想定した値。それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を5年で按分した値。

### 優遇措置の概要

#### 地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

**【要件】(1)~(4)をすべて満たすこと** ※詳細な要件は大分県のHPでご確認ください

(1)投資額要件(令和7年3月31日までに取得したもの)

| 業種     | 金額             |         | その他必要事項        |
|--------|----------------|---------|----------------|
|        | 対象資産           | 取得価格    |                |
| 農林漁業関連 | 土地・建物・附属設備・構築物 | 合計5千万円超 | 前年度減価償却費の20%以上 |
| その他9業種 | 土地・建物・附属設備・構築物 | 合計1億円超  |                |

(2)売上高伸び率が一定以上増加すること

(3)その他(投資収益率、労働生産性等の基準を満たす必要があります)

(4)青色申告書を提出する法人であること

#### 【優遇内容】

|        |                  |
|--------|------------------|
| 不動産取得税 | 課税免除             |
| 固定資産税  | 課税免除(初年度から3年間)など |

- 免税の対象資産=土地・建物・附属設備・構築物
- 土地は取得日の翌日から1年以内に建物等の建設に着手した場合のみ対象
- 直接事業の用に供する部分が対象(垂直投影面積按分で算出)

#### 法人税の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

#### 【要件】

(1)「投資額 $\geq$ 2,000万円」かつ「投資額 $\geq$ 前年度減価償却費の20%」(令和7年3月31日までに取得したもの)

(2)~(4)は「地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例」と同様

#### 【優遇内容】

| 対象設備         | 特別償却 | 税額控除 |
|--------------|------|------|
| 機械装置・器具備品    | 40%  | 4%   |
| 上乗せ要件*を満たす場合 | 50%  | 5%   |
| 建物・附属設備・構築物  | 20%  | 2%   |

- 本制度支援対象の投資限度額は80億円です
- 特別償却は限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を解く事業年度に繰り越すことができます
- 税額控除は当該事業年度の法人税額等の20%が上限です
- 対象資産を貸付の用に供する場合や中古資産の取得は、本制度支援対象となりません。

\*直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上等及び投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定以上(H31.4.1以降に承認を受けた事業者のみ)

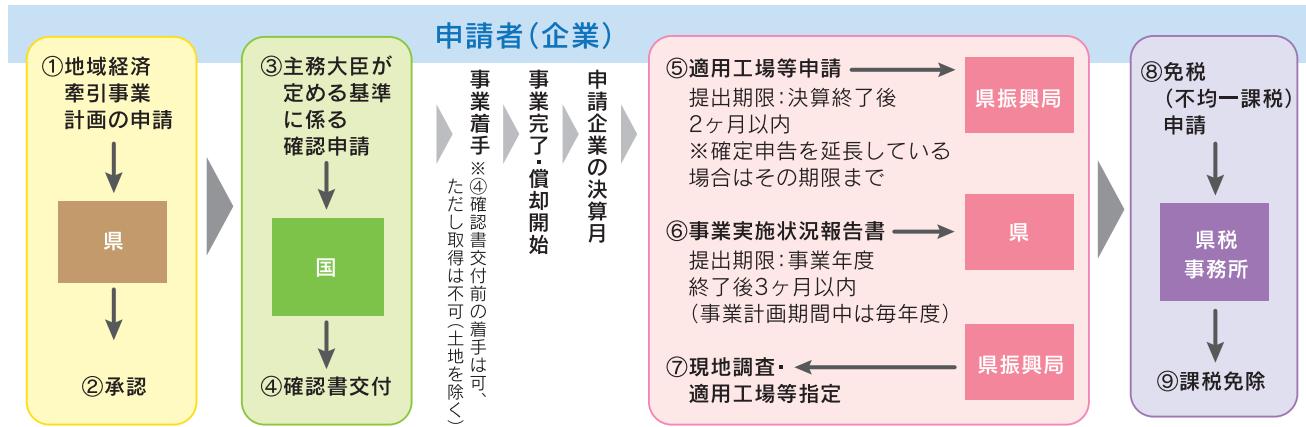
| 日本政策金融公庫による低利融資   | その他  |
|---|--|
| 中小企業事業の設備資金:2.7億円まで特別利率<br>(その他運転資金等は基準利率)<br>●詳細は、本社を管轄する日本政策金融公庫本支店<br>(中小企業事業)に<br>お問い合わせください。 | (1)信用保証協会による保証の別枠化<br>(2)財団法人食品流通構造改善促進機構が行う債務保証<br>(3)特許料等の軽減(中小企業者に限る)及び<br>地域団体商標に係る登録料等の軽減<br>詳細は、各団体等にお問い合わせください。 |

制度の詳細は大分県のホームページをご覧ください  
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14050/sokushinnhou-oita.html>



# 優遇制度 ②税制上の優遇措置

## 地域未来投資促進法に基づく課税免除までの手続



## 過疎法・地域未来投資促進法 優遇内容比較

|                | 適用要件                                |       |                           |                    |           |            |              | 優遇内容       |      |            |            |             |             | 適用期限 | 着手前の申請手続 |  |  |
|----------------|-------------------------------------|-------|---------------------------|--------------------|-----------|------------|--------------|------------|------|------------|------------|-------------|-------------|------|----------|--|--|
|                | 対象業種                                | 対象地域  | 対象資産                      |                    | 取得価格      |            | その他          | 税制         |      |            |            | その他         |             |      |          |  |  |
|                |                                     |       | 国税                        | 地方税                | 国税        | 地方税        |              | 割増償却       | 税額控除 | 事業税        | 不動産取得税     |             |             |      |          |  |  |
|                |                                     |       | (詳細P18参照)                 |                    |           |            |              |            |      |            |            |             |             |      |          |  |  |
| 過疎地域持続的発展特別措置法 | 製造業<br>旅館業<br>農林水産物等販売業<br>情報サービス業等 | 指定市町村 | 建物<br>附属設備<br>構築物<br>機械装置 | 業種、<br>資本金に応じて異なる  | —         | ○<br>(5年間) | —            | ○<br>(3年間) | ○    | ○<br>(3年間) | —          | R6.<br>3.31 | 不要          |      |          |  |  |
| 地域未来投資促進法      | 県の基本計画に定める10産業                      | 全域    | 減価償却資産                    | 土地・建物・<br>附属設備・構築物 | 2,000万円以上 | 1億円超       | 事業が先進性を有すること | ○          | ○    | —          | ○<br>(3年間) | 低利融資等       | R7.<br>3.31 | 要    |          |  |  |
| (詳細P19参照)      |                                     |       |                           |                    |           |            |              |            |      |            |            |             |             |      |          |  |  |

## 中小企業等経営強化法(中小企業経営強化税制)

**対象者** 青色申告をしている中小企業者等で、令和7年3月末日の間に対象設備を導入する者

### 優遇措置

| 取得資産に係る法人税等の即時償却または税額控除                                 |  |
|---|--|
| 対象: 建物附属設備、機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア                          |  |
| 取得価格要件: 一定の価格以上であること                                    |  |
| 機械装置: 160万円 工具・器具備品: 30万円<br>建物附属設備: 60万円 ソフトウェア: 70万円  |  |
| その他要件   |  |
| ●生産等設備(事業の用に直接供される設備)であること<br>※事務用器具備品、本店等に係る建物付属設備は対象外 |  |
| ●国内への投資であること<br>●中古資産・貸付資産でないこと 等                       |  |
| 即時償却または税額控除7%<br>●資本金3千万円以下の法人等及び個人事業主の場合<br>税額控除10%    |  |

| 生産性向上設備の導入          |   |
|---------------------|---|
| 対象設備                | 単品設備  |
| 必要手続                | 設備メーカーから証明書を取ってください。  |
| 要件                  |   |
| 要件                  | 生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備  |
| 収益力強化設備orデジタル化設備の導入 |   |
| 対象設備                | 複数設備可   |
| 必要手続                | 投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。   |
| 要件                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●収益力強化設備の場合は投資収益率が年平均5%以上であること<br/><math display="block">\text{投資収益率} = \frac{\text{(営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}</math></li> <li>●デジタル化設備: 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</li> </ul> |

問合せ先 経済産業省九州経済産業局中小企業経営支援室  
TEL 092-482-5592

※1 いずれの設備の導入においても中小企業等経営強化法の認定が必要です。

## 地域再生法(地方拠点強化税制)

本社機能の移転・拡充を行う場合、計画段階(着手前)に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」等を県に申請し、認定を受けることにより、課税の特例や債務の保証等の優遇措置を受けることができます。

### 対象者

| 移転型                        | 拡充型  |
|----------------------------|--|
| ・東京23区にある本社機能を大分県内に移転する事業者 | ・東京23区以外にある本社機能を大分県内に移転する事業者<br>・大分県内にある本社機能を拡充する事業者 |

### 本社機能(特定業務施設)の範囲

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 事務所 | 複数の事業所に対する業務または全社的な業務を行うもの              |   |
|     | 調査・企画部門                                 | 事業・商品等の規格・立案や市場調査を行っている部門                     |
|     | 情報処理部門                                  | 自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的に行っている部門(商業に関するものは×) |
|     | 研究開発部門                                  | 基礎研究・応用研究・開発研究を行っている部門                        |
|     | 国際事業部門                                  | 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門                  |
|     | その他管理業務部門                               | 総務・経理・人事の管理業務を行っている部門                         |
| 研究所 | 情報サービス事業部門                              | ソフトウェア開発・情報処理・提供サービス、インターネット附随サービス等を行っている部門   |
|     | 事業者による研究開発において重要な役割を担うもの(工場内の研究開発施設も含む) |   |
| 研修所 | 事業者による人材育成において重要な役割を担うもの                |   |

### 計画の認定要件

1. 大分県認定地域再生計画に適合することであること
2. 特定業務施設において常用雇用の従業員数が5人(中小企業者1人)以上増加すること(移転型の場合は、事業開始年度に過半数が東京23区にある事業所からの転勤者で以後計画期間中は1/4以上であること)

注)常用雇用とは、週の所定労働時間が20時間以上で、雇用期間の定めがないまたは反復更新される場合をいう。

### 優遇措置の概要

| 地方税の課税の特例(令和6年3月31日までの計画認定が必要)  |   |  |
|---|---|--|
| 対象:特定業務施設の用に供する減価償却資産   |   | 取得価格要件:合計額が3,800万円以上(中小企業者等:1,900万円)   |
| 法人事業税   | 移転型<br>課税免除(3年間)                              | 拡充型<br>—   |
| 不動産取得税  | 課税免除  | 1/10課税   |
| 固定資産税   | 課税免除(3年間)など                                   | 1年目:1/10、2年目:1/3、3年目:2/3課税など   |
| •計画認定日から3年以内に供用開始したものが対象。<br>•固定資産税の不均一課税については、市町村によって課税割合が異なる場合があります。  |   |  |
| 法人税の課税の特例(令和6年3月31日までの計画認定が必要)  |   |  |
| <b>【オフィス減税】取得資産に係る法人税等の特別償却または税額控除</b><br>対象:建物・附属設備・構築物 取得価格要件:合計額が2,500万円以上(中小企業者等:1,000万円)   |   |  |
| 移転型   | 特別償却25%または税額控除7%                              | 拡充型<br>特別償却15%または税額控除4%  |
| 限度額:税額控除は、当期法人税額等の20%<br>•本社機能に係る部分のみが対象。(床面積按分により算出) •計画認定日の翌日から3年以内に供用開始したものが対象。<br>•親会社が取得したオフィスなどに子会社が入り、事業の用に供した場合は対象外。 •事業の用に供したことのないもののみが対象。 |   |  |
| <b>【雇用促進税制】増加した従業員に係る法人税等の税額控除</b><br>要件:適用年度及び前事業年度中に事業主都合による離職者がいない   |   |  |
| 移転型   | 初年度:最大90万円／人(50万円+上乗せ分40万円)<br>3年間計:最大170万円／人 | 拡充型<br>初年度のみ:30万円／人  |
| •増加雇用者が転勤者の場合は減額(-10万円／人)。<br>•法人全体の雇用者増加数が上限。  |   |  |
| 限度額:当期法人税額等の20%<br>※オフィス減税と雇用促進税制の同一年度の併用は不可(オフィス減税と雇用促進税制の上乗せ分は併用可)  |   |  |
| 日本政策金融公庫による低利融資   |   |  |
| 中小企業事業の設備資金:2.7億円まで特別利率③<br>(その他運転資金等は基準利率)   |   | 中小企業基盤整備機構による債務保証  |
| •詳細は、本社を管轄する日本政策金融公庫本支店(中小企業事業)にお問い合わせください。   |   | 社債発行、社債発行及び金融機関からの借入れに対する債務保証<br>•当該事業の実施に必要な資金を調達するために行うものが対象です。<br>•債務保証審査は、中小企業基盤機構の審査に基づき決定します。<br>•詳細は、金融機関にお問い合わせください。 |

## 大分県の補助制度

## 製造業

## 補助制度と補助金額

## ① 産業立地促進補助金(製造業)

@50万円×新規雇用者数  
+ (土地・建物取得額+投下固定資産額)×3%  
(限度額:3億円)  
•過疎地域の場合(加算)  
+ @30万円×新規雇用者数(限度額:3千万円)

## ② 産業立地促進補助金(製造業)

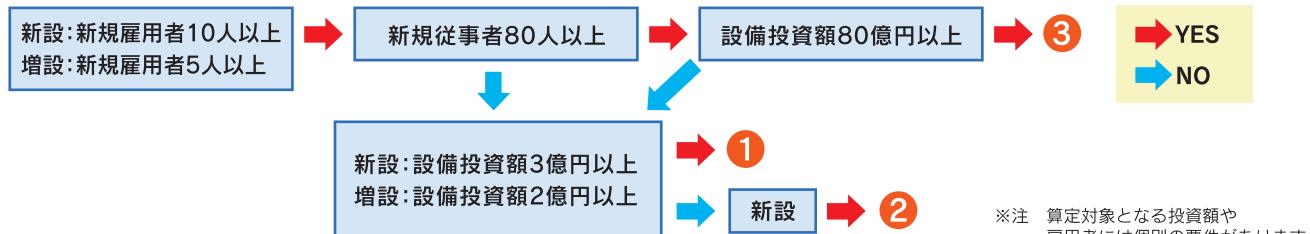
@30万円×新規雇用者数 (限度額:3千万円)

## ③ 大規模投資促進補助金(製造業)

- 新規従事者80人以上100人未満  
投資額×5%×新規従事者数／100  
(限度額:投資額×5%の額が10億円)
- 新規従事者100人以上  
投資額×5%

(限度額:新規従事者数 300人以上 →30億円)  
200~299人→20億円  
100~199人→10億円)

## 補助要件



## 補助制度の詳細

|      | 大分県産業立地促進補助金   | 大分県大規模投資促進事業費補助金  |
|------|--|---|
| 対象事種 | 製造業、商品検査業(半導体検査業)<br>(県内事業者については、自動車、半導体、太陽電池、医療、精密機器に関する製品や生産設備の製造を行う企業)  | 製造業   |
| 対象地域 | 大分市を除く県内全域   | 大分市を除く県内全域  |
| 補助要件 | <p>[新設]①～③に該当 又は ②及び③に該当</p> <p>①設備投資額3億円以上</p> <p>②工場等の設置に伴う新規地元雇用者数が10人以上</p> <p>③用地取得(賃貸)後、3年以内に工場等の建設に着手すること<br/>(県及び県土地開発公社が造成した団地は5年以内)</p> <p>[増設]①～③に該当</p> <p>①設備投資額2億円以上</p> <p>②工場等の設置に伴う新規地元雇用者数5人以上</p> <p>③増設表明後1年以内に工場等の建設に着手すること</p> | <p>[新設]に該当①～④に該当</p> <p>[増設]に該当①～③に該当</p> <p>①操業までの設備投資額80億円以上</p> <p>②新規従事者80人以上</p> <p>③用地取得後又は造成完了後3年以内に、増設について増設表明後3年以内に工場等の建設に着手すること</p> <p>④該当地区に工場が設置されること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 工場立地法:工場適地</li> <li>• 農村地域工業等導入促進法:工業等導入地区</li> <li>• 都市計画法:工業専用地域、工業地域、準工業地域</li> <li>• 市町村等により造成された工業団地</li> </ul> <p>*「大分県産業立地促進補助金」との併用は出来ない</p> |

※1 補助対象は、事業の用に直接供する部分に限ります。 ※2 算定対象となる投資額や雇用者には個別の要件があります。

## 【例】新規雇用15人、設備投資5億円(用地取得費含む)過疎地域での工場新設の場合

| 対象経費等           | 大分県                |
|-----------------|--------------------|
| 雇用奨励            | @50万円<br>過疎加算@30万円 |
| 土地・建物<br>投下固定資産 | 取得額×3%             |
| 限度額             | 3億円<br>(過疎加算3千万円)  |

新規雇用者数:15人

設備投資額:5億円(用地取得費含む)

【試算】

(雇用)@50万円×15人=750万円

(過疎加算)@30万円×15人=450万円

(土地・建物・設備)5億円×3% = 1,500万円 計:2,700万円

\*なお、各市町村にも補助制度が整備されており、県の制度と併用して活用することができます。  
市町村の補助制度については、25ページをご覧ください。

団地の情報は  
P29をご覧ください。

# 優遇制度 ③補助制度

## 県有工業団地

### 大分流通業務団地

| 【大分県】大分流通業務団地立地促進補助金 |                     | 【大分市】企業立地促進助成制度  |
|----------------------|---------------------|--|
| 補助額                  | 投資額(用地取得費含む)×20%    | 投資額×6%+@50万円×新規雇用従業員数  |
| 補助限度額                | 用地取得費×40%           | 5億円  |
| 補助要件                 | 大分流通業務団地の区画(県有地)の購入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●大分市外から新たに事業所を設置する場合<br/>設備投資額1億円以上(大企業は10億円以上)<br/>新規の常勤雇用5人以上(大企業は20人以上)</li> <li>●上記以外<br/>設備投資額5千万円以上(大企業は10億円以上)<br/>新規の常勤雇用2人以上(大企業は10人以上)</li> </ul> |

団地の情報は  
P31をご覧ください。

### 【例】流通業務団地内への物流倉庫の新設

用地取得費:1億円  
建物建設費等:1億円  
新規雇用者:5人  
(試算)  
大分県:(1億円+1億円)×20%  
大分市:(1億円+1億円)×6%  
+@50万円×5人  
計:5,450万円

## 本社機能(研究所・事務所)

### 補助制度と補助金額

#### 本社機能誘致促進補助金

@80万円×新規雇用者数+@50万円×転入者数  
 •施設取得の場合  
 +(土地・建物取得額+投下固定資産額)×3%  
 (限度額:3億円)  
 •施設賃貸の場合  
 +施設賃料(2年間)×1/2+投下固定資産額×10%  
 (限度額:1億円)

### 補助制度の詳細

| 大分県本社機能誘致促進補助金 |  |
|----------------|--|
| 対象施設           | ●事務所(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門)<br>●研究所 |
| 対象地域           | 県内全域   |
| 補助要件           | 大企業:新規従事者数10人以上<br>中小企業:新規従事者数5人以上                   |

※注1 算定対象となる投資額及び雇用者には個別の要件があります。

※注2 事務所とは、地域再生法施行規則第7条に規定する事務所に限ります。

※注3 新規従事者は、申請時の在籍者数が対象になります。

## サテライトオフィス

サテライトオフィスの  
情報はP45をご覧ください。

### 補助制度と補助金額

| 大分県ファーストステップ支援補助金 |   |
|-------------------|---|
| 補助額               | 対象経費×2/3  |
| 補助限度額             | 300万円   |
| 補助要件              | 条件不利地域(※)のサテライトオフィスへの拠点開設(現在の対象:姫島村、佐伯市宇目、玖珠郡旧森町)<br>業種:情報関連産業、BPO、コールセンター業<br>・「大分県オフィス系企業誘致促進補助金」との併用可能 |
| 対象経費              | 条件不利地域(※)のサテライトオフィスで働く従業員の人事費(2名分以内)<br>人材確保に要する経費<br>(広告費、人材紹介経費など)※旅費は除く                                |
| 対象期間              | 人事費:事業開始日から1年以内(最大1年分)<br>人材確保:事業開始日の前後1年以内(最大2年分)  |

#### ※離島振興対策実施地域

姫島(姫島村)、無垢島・保戸島(津久見市)、  
大入島・大島・屋形島・深島(佐伯市)

#### 山村振興法指定地域

県内14の市町の一部地域  
(詳細は大分県のホームページをご確認ください)



問合せ先

大分県企画振興部おおいた創生推進課  
移住定住促進班 TEL 097-506-2037

## 情報関連産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業、機械設計業)

## 補助制度と補助金額

## ① オフィス系企業誘致促進補助金(情報関連産業)

@20万円(中核市は@10万円) × 新規従事者数(3年間)  
+ 土地・建物取得額 × 10%  
+ オフィス賃料(3年間) × 1/3  
+ 投下固定資産額 × 10%  
+ 専用通信回線使用料(3年間) × 1/2  
(限度額: 1億円)

## ② 大規模投資促進補助金(情報関連産業)

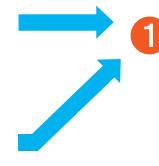
- 新規従事者30人以上100人未満  
投資額 × 5% × 新規従事者数/100  
(限度額: 投資額 × 5% の額が10億円)
- 新規従事者100人以上  
投資額 × 5%  
(限度額: 新規従事者300人以上 → 30億円  
200~299人 → 20億円  
100~199人 → 10億円)

## 補助要件

新規従事者5人以上



新規従事者30人以上



設備投資額10億円以上



※注1 算定対象となる投資額や雇用者には個別の要件があります。

※注2 新規従事者は、申請時の在籍者数が対象になります。

## BPO、コールセンター業

## 補助制度と補助金額

## ① オフィス系企業誘致促進補助金(BPO、コールセンター業)

@20万円(中核市は@10万円) × 新規雇用者数(3年間)  
+ 土地・建物取得額 × 10%  
+ オフィス賃料(3年間) × 1/3  
+ 投下固定資産額 × 10%  
+ 業務システム使用料(3年間) × 10%  
+ 専用通信回線使用料(3年間) × 1/2  
+ 人材育成支援(出張費見合いで定額3年間)  
(限度額: 2億8千万円)

## 補助要件

新規雇用者10人以上(中核市は30人以上)

※注1 算定対象となる投資額や雇用者には個別の要件があります。

※注2 新規雇用者は、申請時の在籍者数が対象になります。

※注3 人材育成支援は正社員登用制度があることが条件です。

## 補助制度の詳細

|      | 大分県オフィス系企業誘致促進補助金   | 大分県大規模投資促進事業費補助金   |
|------|---|--|
| 対象事種 | ● BPO、コールセンター業<br>● 情報関連産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業、機械設計業) | 情報関連産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附隨サービス業、デザイン業、機械設計業)  |
| 対象地域 | 県内全域  | 大分市を除く県内全域   |
| 補助要件 | 【BPO、コールセンター業】<br>新規地元雇用者数10人以上(中核市は30人以上)<br>【情報関連産業】<br>新規従事者数5人以上        | 【情報関連産業】<br>①操業までの設備投資額10億円以上<br>②新規従事者30人以上<br>③用地取得後又は造成完了後3年以内に、増設については増設表明後3年以内に工場等の建設に着手すること<br>※「大分県オフィス系企業誘致促進補助金」との併用はできない |

※1 補助対象は、事業の用に直接供する部分に限ります。

※2 算定対象となる投資額や雇用者には個別の要件があります。

# 優遇制度 ③補助制度

## 市町村の優遇制度

| 市町村 | 補助金名称  | 対象業種  | 補助要件  | 補助金額   | 限度額   |
|-----|--|---|---|--|---|
| 大分市 | 企業立地促進助成金  | 製造業<br>(製造業以外の産業でも対象となりうるが、情報通信関連産業支援助成金の対象産業を除き、かつ、県・市等により造成された工場用地への立地に限る)          | [新設]<br>○投資額10億円(中小企業は1億円)以上<br>○新規雇用者20人(中小企業は5人)以上<br>[増設・移設]<br>○投資額10億円(中小企業は5千万円)以上<br>○新規雇用者10人(中小企業は2人)以上<br>(正規雇用・非正規雇用は問わない)   | 設備投資額×6%<br>機械等の賃借に係る設備投資額×25%(1年間)<br>新規雇用者数×50万円   | 5億円   |
|     | 情報通信関連産業支援助成金  | ソフトウェア業<br>情報処理・提供サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>デザイン業・機械設計業                              | 新規雇用者3人以上<br>(正規雇用・非正規雇用は問わない)  | 設備投資額×5%<br>新規雇用者数(正規)×50万円(3年間)<br>新規雇用者数(非正規、パート)×3万円(3年間)<br>※コールセンター業、BPO業以外の業種については、正規・非正規問わず新規雇用者1人につき50万円<br>オフィス賃借料×1/3(3年間)<br>通信回線使用料(従量分)×1/2(3年間)<br>ASPサービス等使用料×5%(3年間)<br>ファイナンスリースによる物件取得費×5% | 2億8,000万円<br>(3年間の合計)<br>うち通信回線使用料は通算2100万円(3年間)                                      |
|     | 本社機能移転促進助成金  | 企業の「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」「研究所」の本市への移転・増設                        | 新規雇用者10人(中小企業は3人)以上<br>(正規雇用・非正規雇用・パート従業員等の合算で可)  | 設備投資額×10%<br>新規雇用者数(正規)×60万円(3年間)<br>新規雇用者数(非正規、パート)×20万円(3年間)<br>オフィス賃借料×1/2(2年間)   | 3億円(3年間の合計)   |
| 別府市 | オフィス系企業誘致促進補助金   | 情報関連産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附隨サービス業、デザイン業若しくは機械設計業又はこれらのいずれかの事業と認められる部門を有する事業) | [新設]<br>○新規雇用者3人以上<br>[増設]<br>○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大<br>○新規雇用者3人以上  | ①新規地元雇用者数(正規)×30万円(3年間)<br>新規地元雇用者数(非正規)×10万円(3年間)<br>②オフィス賃借料×1/3(3年間)<br>③土地建物取得費(賃貸物件改修費)・投下固定資産額×10%<br>④事業拡大のための会議・研修開催に係る経費(参加者10人以上)<br>・参加者の宿泊費:市内宿泊者数×5,000円以内(3年間)<br>・外部講師の旅費(3年間)                | ①なし<br>②200万円/年<br>③200万円<br>④参加者の宿泊費:<br>10万円/1会議、年2回<br>外部講師の旅費:<br>10万円/1会議、総額30万円 |
|     | BPO・コールセンター事業  | [新設]<br>○新規雇用者10人以上<br>[増設]<br>○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大<br>○新規雇用者10人以上                    | [新設]<br>○新規地元雇用者数(正規)×20万円(3年間)<br>新規地元雇用者数(非正規)×5万円(3年間)<br>②オフィス賃借料×1/3(3年間)<br>③土地建物取得費(賃貸物件改修費)・投下固定資産額×10%<br>④業務システム(ASP等)使用料×10%(3年間)<br>⑤通信回線使用料(基本分+従量分)×1/3(3年間)  | ①なし<br>②200万円/年<br>③200万円<br>④200万円/年<br>⑤200万円/年  |   |
|     | 本社機能移転事業に伴う事業(地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設で地域再生法施行規則第8条第1項に掲げる業務施設に該当するもの)                      | [新設]<br>○新規雇用者5人以上<br>[増設]<br>○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大<br>○新規雇用者5人以上                      | [新設]<br>○新規地元雇用者数(正規)×30万円(2年間)<br>転勤者数(正規)×10万円(2年間)<br>新規地元雇用者数(非正規)×10万円(2年間)<br>②オフィス賃借料×1/4(2年間)<br>③土地建物取得費(賃貸物件改修費)・投下固定資産額×10%<br>④事業拡大のための会議・研修開催に係る経費(参加者10人以上)<br>・参加者の宿泊費:市内宿泊者数×5,000円以内(3年間)<br>・外部講師の旅費(3年間) | ①なし<br>②200万円/年<br>③200万円<br>④参加者の宿泊費:<br>10万円/1会議、年2回<br>外部講師の旅費:<br>10万円/1会議、総額30万円  |   |
| 中津市 | 企業立地促進条例   | 製造業<br>道路貨物運送業<br>倉庫業<br>学術・開発研究機関<br>職業・教育支援施設                                       | [新設]<br>○設備投資額3,000万円以上<br>○雇用従業者3人以上<br>※新規でなくとも人事異動での増加も可<br>○公害防止措置<br>[増設]<br>○設備投資額3,000万円以上<br>○新規雇用者1人以上<br>○公害防止措置  | ①固定資産税相当額<br>(新規は3年間、増設は1年間)<br>②用地取得費×30%<br>③設備投資額×10%<br>④新規雇用者数×20万円+<br>新規雇用者のうち女性の人数×10万円+<br>新規雇用者のうち過疎地域在住者の人数×20万円<br>⑤土地及び建物賃借料×30%(3年間)<br>⑥女性活躍支援設備相当額   | ①なし<br>②最大8,000万円<br>③最大5,000万円<br>④2,000万円<br>⑤300万円/年<br>⑥100万円                     |
|     | 情報サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>コールセンター業<br>BPOオフィス業  | [新設]<br>○新規雇用者10人以上<br>[増設]<br>○新規雇用者5人以上   | [新設]<br>○新規雇用者数×20万円<br>②土地及び建物賃借料×50%(3年間)   | ①2,000万円<br>②300万円/年   |   |
| 日田市 | 企業立地促進条例   | 製造業<br>道路貨物運送業<br>電気・ガス・熱供給業<br>研究機関等   | [新設・設備更新等]<br>○設備投資額5000万円以上<br>○新規雇用者5人以上<br>○公害防止協定の締結<br>[増設等]<br>○設備投資額2500万円以上<br>○新規雇用者1人以上<br>○公害防止措置  | ①固定資産税に対する不均一課税50/100<br>(新設は5年間、増設は3年間)<br>②新規雇用者数×20万円<br>③用地取得費×20/100<br>④設備投資額×3/100<br>⑤土地及び建物等の賃借料×1/2(3年間)<br>⑥埋蔵文化財発掘調査費の1/3<br>※ウッドコンビナートへ立地される場合は、優遇内容が変更されます。                                    | ①なし<br>②2,000万円<br>③5,000万円<br>④5,000万円<br>⑤500万円/年<br>⑥3,000万円                       |
|     | ソフトウェア業<br>情報処理・提供サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>コールセンター業<br>職業紹介業(インターネットを介した紹介に限る)<br>BPOオフィス業 | [新設]<br>○新規雇用者3人以上<br>[増設]<br>○新規雇用者1人以上  | [新設]<br>○新規雇用者3人以上<br>②新規雇用者数×20万円<br>③用地取得費×20/100<br>④設備投資額×3/100<br>⑤通信費(電話料、回線使用料、データー通信料)×1/3(3年間)<br>⑥土地及び建物等の賃借料×1/2(3年間)<br>⑦埋蔵文化財発掘調査費の1/3<br>⑧家屋の改修費の2/3  | ①なし<br>②2,000万円<br>③5,000万円<br>④5,000万円<br>⑤100万円/年<br>⑥500万円/年<br>⑦3,000万円<br>⑧300万円  |   |
| 佐伯市 | 企業立地促進条例   | 製造業<br>電気・ガス・熱供給業<br>情報サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>道路貨物運送業<br>倉庫業                      | [新設]<br>○投資額2,500万円以上(土地代除く)<br>○新規雇用者3人<br>○公害防止措置の実施  | ①固定資産税の100%(3年間)<br>②都市計画税の100%(3年間)<br>③投資額×20%<br>④新規雇用者数×30万円<br>⑤用地取得費×50%   | ①なし<br>②なし<br>③3,000万円<br>④3,000万円<br>⑤5,000万円  |

## 優遇制度 ③補助制度

| 市町村                            | 補助金名称  | 対象業種   | 補助要件   | 補助金額  | 限度額  |
|--------------------------------|--|--|--|---|--|
| 佐伯市                            | 情報通信関連企業立地促進補助金  | 学術・開発研究機関<br>デザイン業<br>機械設計業など  | [増設]<br>○投資額2,500万円以上(土地代除く)<br>○新規雇用者1人以上<br>○公害防止措置の実施   | ①回線使用料、借室料合計の2/3相当額(3年間)<br>②新規雇用者数×30万円<br>③改修費×1/2  | ①新規雇用者数に応じて変わる<br>2人～19人:500万円/年<br>20人～:1,000万円/年<br>②なし<br>③250万円  |
| 臼杵市                            | 企業立地促進条例   | 製造業、運輸業<br>ソフトウエア業<br>情報処理・提供サービス業<br>旅館・ホテル業<br>結婚式場業<br>電気・ガス・熱供給業など   | ○設備投資額と用地取得額の合計が5,000万円以上(増設は2,700万円超)<br>○新規雇用者3人(増設は1人)以上  | ①設備投資額×10%<br>②用地取得費×50%<br>③新規雇用者数×30万円<br>④新規転入世帯×30万円<br>⑤事業所家賃×30%(3年間)<br>⑥社宅整備費×10%   | ①2,000万円<br>②1,000万円<br>③1,000万円<br>④1,000万円<br>⑤300万円/年<br>⑥1,000万円   |
| 津久見市                           | 企業立地促進条例   | 農業、林業、漁業<br>鉱業、採石業、砂利採取業<br>建設業<br>製造業<br>電気・ガス・熱供給・水道業<br>情報通信業<br>運輸業<br>卸売業、小売業<br>金融業、保険業<br>不動産業、物品販賣業<br>学術研究・専門・技術サービス業<br>宿泊業、飲食サービス業<br>生活関連サービス業、娯楽業<br>教育、学習支援業<br>医療、福祉<br>複合サービス事業<br>サービス業など | ①設備投資助成金、②雇用促進助成金<br>〔法人・組合の場合〕<br>○設備投資額+用地取得費が2,700万円超<br>○新規雇用従業者を3人以上、1年を超えて継続して雇用<br>〔個人の場合〕<br>○設備投資額+用地取得費が500万円超<br>○新規雇用従業員を1人以上、1年を超えて継続して雇用<br>③社宅整備助成金<br>○社宅整備費+用地取得費が5,000万円超、かつ4戸以上である社宅の新設・増設<br>○社宅全戸数の2分の1以上に社宅入居者<br>(市内従業者)又は転入社宅入居者<br>(市外から転入した従業者)が入居していること | ①設備投資額×5%(最大3年間)<br>②新規雇用従業者数×30万円(最大3年間)<br>③-1<br>市外からの転入入居者の割合が全戸数の1/5未満の場合<br>→社宅整備費×1/2×5%(最大3年間)<br>③-2<br>市外からの転入入居者の割合が全戸数の1/5以上の場合<br>→社宅整備費×5%(最大3年間)   | ①300万円/年<br>②300万円/年<br>③-1<br>150万円/年<br>③-2<br>300万円/年<br>※一事業者に対して交付する助成金総額の上限は、1年度につき500万円   |
| 竹田市                            | 企業立地促進条例   | 製造業<br>情報通信業<br>医療業<br>旅館<br>ホテル<br>学校教育<br>学術・開発研究機関<br>学術・文化団体   | ○投資額2,500万円以上(土地代除く)、<br>情報通信業は1,000万円以上<br>○新規雇用者5人以上<br>(情報通信業は2人以上)、増設又は移設は2人以上<br>○用地取得後(賃貸の場合は契約開始日から)3年内の操業開始<br>○環境保全条例等の遵守   | ①用地取得費に対する補助<br>(用地取得費の5/10)<br>②投資額に対する補助(投資額の2/10)<br>③新規雇用者数×20万円<br>(障害者雇用×10万円加算)<br>④環境保全に対する助成(対象経費×3/10)<br>⑤土地・建物の賃借料に対する補助<br>(賃借料×1/2以内) 3年間   | 新規雇用者数に応じて変わる<br>①200万円～3,000万円<br>②500万円～2,000万円<br>③1,000万円<br>④200万円～1,000万円<br>⑤200万円/年  |
| 豊後高田市                          | 企業立地促進条例   | 製造業<br>情報サービス業<br>インターネット附随サービス業<br>道路貨物運送業<br>学術・開発研究機関<br>旅館・ホテル業<br>コールセンター業  | ○設備投資額と用地取得費の合計が<br>資本金5,000万円以下の場合 500万円以上<br>資本金5,000万円超1億円以下の場合 1,000万円以上<br>資本金1億円超の場合 2,000万円以上<br>○新規雇用従事者3人(増設は1人)以上<br>○公害防止措置の実施  | ①設備投資額×10%<br>②用地取得費×50%<br>③緑地・環境施設整備額×50%<br>④工場等の賃借料×50%(3年間)  | ①3,000万円<br>②3,000万円<br>③1,000万円<br>④300万円/年   |
| 杵築市                            | 企業立地促進条例   | 製造業<br>情報サービス業<br>旅館・ホテル業<br>学術・開発研究機関等  | ○投資額5,000万円(増設は2,700万円)以上<br>○新規雇用5人(増設は1人)以上<br>○公害防止協定の実施  | ①固定資産税に対する課税免除及び不均一課税<br>・新設 3年間課税免除<br>・増設 3年間不均一課税50/100<br>②新規雇用者数×20万円<br>③用地取得費×50%<br>④設備投資額×10%  | ①なし<br>②2,000万円<br>③3,000万円<br>(市有地5,000万円)<br>④2,000万円  |
| 宇佐市                            | 工場等設置促進条例  | 製造業<br>情報サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>道路貨物運送業<br>梱包業<br>旅館・ホテル業<br>スポーツ施設提供業<br>農林水産物等販売業<br>百貨店・総合スーパー業   | ○市外企業:新規雇用者5人以上<br>○市内企業:新規雇用者3人以上(増設は1人以上)<br>○投下固定資産額が以下の通り<br>【資金】<br>5,000万円以下 → 500万円以上<br>5,000万円超 → 1,000万円以上<br>1億円超 → 2,000万円以上<br>(②・④については1億円以上)<br>○公害防止協定を締結<br>○操業を開始していること  | ①固定資産税相当額(3年間)<br>(製造に関する設備が対象)<br>②投下固定資産額×10%<br>(用地・環境配慮設備を除く)<br>③新規雇用者数×30万円(3年間)<br>(県外から市内へ転入の場合は10万円の加算)<br>④用地取得額×50%<br>⑤環境配慮設備の設置費用×50%<br>⑥工場・用地の賃貸料×50%(3年間)<br>(旅館・ホテル業、百貨店・総合スーパー業は10年間) | ①なし<br>②3,000万円(旅館・ホテル業、<br>百貨店・総合スーパー業は5,000万円)<br>③3,000万円<br>④3,000万円(旅館・ホテル業、<br>百貨店・総合スーパー業は5,000万円)<br>⑤1,000万円<br>⑥300万円/年(旅館・ホテル業、<br>百貨店・総合スーパー業は500万円) |
|                                |  |  | ○福利厚生施設(土地を除く)の設置費用が300万円以上<br>○福利厚生施設が事業に直接供されるものではないこと<br>○公害防止協定を締結<br>○操業を開始していること   | ⑦福利厚生施設の設置費用×50%  | ⑦1,000万円   |
|                                |  |  | ○ゼロカーボン設備(Co2排出を抑制する設備)<br>で取得価格の総額が500万円以上<br>○公害防止協定を締結<br>○工場等の使用電力又はCo2の排出量が導入前と比較して減少している 等   | ⑧固定資産税相当額(3年間)  | ⑧なし  |
| サテライトオフィス推進補助金                 | ソフトウェア業<br>情報処理・提供サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>映像情報制作・配給業<br>デザイン業 | ○申請者の本店または主たる事業所が<br>三大都市圏の区域内又は福岡県に<br>所在すること<br>○市内に事業所を有していないこと<br>○サテライトオフィスの視察であること   | 補助対象経費の3分の2に相当する額<br><補助対象経費><br>・交通費<br>・サテライトオフィスとして使用した使用料<br>・宿泊料・レンタカー代   | 45万円  |  |
| 宇佐市<br>サテライトオフィス等<br>整備促進事業補助金 | 情報サービス業等   | ○サテライトオフィス又はコワーキング<br>スペースを整備後5年以上運営すること<br>を誓約できること。  | ①補助対象経費の2分の1<br>(建屋取得に関する経費等)<br>②備品購入費の2分の1<br>③機器リース料及び通信費等の2分の1   | ①500万円<br>②100万円<br>③年額50万円上限<br>(設置後から5年間)   |  |

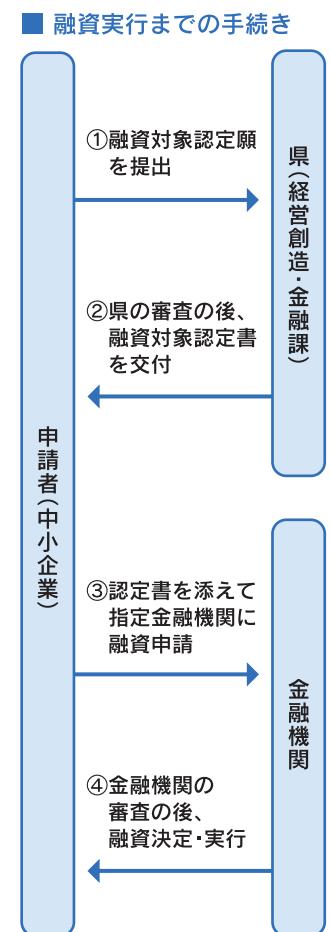
# 優遇制度 ③補助制度

| 市町村       | 補助金名称                               | 対象業種  | 補助要件  | 補助金額   | 限度額   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
|-----------|-------------------------------------|---|---|--|---|--|--|--|----------|-------------|-----|---------|--------|----------|----------|-----------|--------|--------|--|--|
| 豊後大野市     | 企業立地促進条例                            | 製造業<br>電気・ガス・熱供給業<br>情報サービス業<br>インターネット附随サービス業<br>コールセンター業<br>道路貨物運送業<br>研究開発機関<br>旅館・ホテル業  | ○新設は投資額5,000万円以上<br>増設は投資額2,500万円以上<br>(新たな事業所の設置等が必要)<br>○新規雇用5人(増設は1人)以上<br>○公害防止協定の実施  | ①投資額×5%<br>②新規雇用者数×10万円<br>③用地取得費×5%<br>④固定資産税の50/100(3年間)   | ①2,000万円<br>②1,000万円<br>③3,000万円<br>④なし   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
|           | 情報関連企業誘致促進事業補助金                     | 情報サービス業<br>インターネット附隨サービス業   | ○新規雇用者3人以上  | ①賃借料×1/2(3年間)<br>②通信回線使用料×1/2(3年間)<br>③改装費×1/2(1回)<br>④常勤の従業員×10万円(1回)                               | ①100万円<br>②100万円<br>③100万円<br>④100万円  |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
| 由布市       | 企業立地促進条例                            | 製造業<br>電気・ガス・熱供給業<br>情報通信業など  | ○設備投資額と用地取得額の合計が2,000万円(増設の場合も同額)以上<br>○新規雇用者3人(増設は1人)以上<br>○公害防止協定の締結/実施   | ①固定資産税の収納額の50%(5年間)※1<br>②設備投資額×5%<br>③用地取得費×5%<br>④新規雇用者数×20万円<br>※1 税特別措置による減免・不均一課税を選択した場合は、対象外   | ①なし<br>②1,000万円<br>③1,000万円<br>④1,000万円   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
|           |                                     | 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報通信業(情報サービス業等)   | ○対象地域 由布市内の過疎地域(庄内地域)のみ<br>○取得又は製作若しくは建設で、建物及びその附属設備にあつては改修(増築・改築・修繕又は模様替え)のための工事による取得又は建設<br>○取得価格は資本金規模による<br><table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th colspan="3">資本金規模</th></tr><tr><td></td><td>5,000万以下</td><td>5,000万円~1億円</td><td>1億超</td></tr></thead><tbody><tr><td>製造業・旅館業</td><td>500万以上</td><td>1,000万以上</td><td>2,000万以上</td></tr><tr><td>農林水産・情報サ等</td><td>500万以下</td><td>500万以上</td><td></td></tr></tbody></table><br>※資本金額が5,000万円超の事業者については、新增設に限る<br>○新規雇用者3人(増設は1人)以上<br>○公害防止協定の締結/実施 | 業種   | 資本金規模   |  |  |  | 5,000万以下 | 5,000万円~1億円 | 1億超 | 製造業・旅館業 | 500万以上 | 1,000万以上 | 2,000万以上 | 農林水産・情報サ等 | 500万以下 | 500万以上 |  |  |
| 業種        | 資本金規模                               |   |   |  |   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
|           | 5,000万以下                            | 5,000万円~1億円   | 1億超   |  |   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
| 製造業・旅館業   | 500万以上                              | 1,000万以上  | 2,000万以上  |  |   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
| 農林水産・情報サ等 | 500万以下                              | 500万以上  |   |  |   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
| 国東市       | 企業立地促進条例                            | 製造業 コールセンター業<br>情報サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>道路貨物運送業<br>航空運輸業 倉庫業<br>スポーツ施設提供業<br>電気・ガス・熱供給業<br>旅館・ホテル業<br>学術・開発研究機関<br>学校教育<br>職業・教育支援施設 | ○設備投資額2,700万円以上<br>○新規雇用者3人(増設は1人)以上<br>○公害防止協定の実施  | ①設備投資額×20%<br>②用地取得費×50%<br>③新規雇用者数×80万円<br>④事業所家賃×1/2(3年間)  | ①②合計3,000万円<br>(増設は1,000万円)<br>③1,500万円<br>④300万円/年   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
|           | ビジネスホテル誘致条例                         | ビジネスホテル   | ○市有地にビジネスホテルを建設   | ①市有地の無償貸付(10年間)  | ①なし   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
| 日出町       | ウェルカムくにさき!<br>サテライトオフィス等<br>誘致促進補助金 | IT関連企業等<br>(サテライトオフィス、シニアオフィス、コワーキングスペース、本社機能、支社等、情報通信技術の活用により本社と同等の業務が実施可能な事業所)  | ○国東市外に本社がある<br>○国東市内に新たにサテライトオフィス等を開設<br>○開設したサテライトオフィス等を5年以上継続して運用する見込みがある   | ①建物の取得・改修等の整備費×1/2<br>②備品購入費×1/2<br>③大分空港離発着の航空運賃×1/2(3年間)   | ①500万円<br>②50万円<br>③10万円/年  |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
|           | 企業立地促進条例                            | 製造業 情報サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>道路貨物運送業<br>飲食料品卸売業<br>学術・開発研究機関<br>非破壊検査業<br>旅館・ホテル業<br>コールセンター業   | ○設備投資額5,000万円以上<br>(製造業以外は2,000万円以上)<br>(増設の場合は2,000万円以上)<br>○新規雇用者5人(増設は3人)以上  | ①固定資産税の1/2(3年間)<br>②用地取得費の2/10<br>③建物等の賃借料の3/10(3年間)   | ①なし<br>②2,000万円<br>③年度200万円、合計600万円   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
| 九重町       | 企業立地促進助成金交付要綱                       | 製造業<br>電気・ガス・熱供給業<br>学術・開発研究機関<br>職業・教育支援施設<br>百貨店、総合スーパー   | ○投資額5,000万円(増設は2,500万円)以上<br>○新規雇用者数5人(増設は1人)以上<br>○土地取得後1年以内の着工(増設は2年以内)<br>○公害防止措置の実施   | ①固定資産税額相当(3年間)<br>②新規雇用者数×10万円<br>③用地取得費×10%<br>④ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除<br>(1回線、工事費・加入金は1回、使用料は3年間) | ①なし<br>②500万円(3年間の合計)<br>③3,000万円<br>④なし  |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
|           |                                     | 情報サービス業<br>インターネット附隨サービス業<br>コールセンター業   | ○新規雇用者数5人(増設は1人)以上<br>○土地取得後1年以内の着工(増設は2年以内)<br>○公害防止措置の実施  | 新規雇用者数×10万円  | 500万円(3年間の合計)   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
| 玖珠町       | 企業立地促進助成金                           | 製造業<br>電気・ガス・熱供給業<br>運輸業<br>旅館・ホテル業<br>学術・開発研究機関<br>職業・教育支援施設   | ○新規雇用5人(増設は1人)以上<br>○投資額5,000万円(増設は2,700万円)以上<br>○公害防止措置の実施   | ①製造業の固定資産税相当額(5年間)<br>(増設は3年間)<br>②新規雇用者数×10万円(3年間)<br>③投資額の1/10                                     | ①なし<br>②500万円(3年間の合計)<br>③3,000万円   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
|           |                                     | コールセンター業<br>インターネット附隨サービス業<br>情報サービス業   | ○町内者新規雇用5人(増設は1人)以上   | 新規雇用者数×10万円(3年間)   | 500万円<br>(3年間の合計)   |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |
| 玖珠町       | 玖珠工業団地<br>企業立地促進助成金                 | 製造業<br>電気・ガス・熱供給業<br>情報通信サービス業<br>運輸業<br>学術・開発研究機関<br>職業・教育支援施設   | ○新規雇用10人以上<br>○投資額3億円以上<br>○新規用地取得面積10,000m <sup>2</sup><br>(増設は3,000m <sup>2</sup> )以上<br>○公害防止措置の実施   | ①製造業の固定資産税相当額(5年間)<br>②新規雇用者数×10万円(3年間)<br>③投資額の1/10   | ①なし<br>②500万円(3年間の合計)<br>③取得用地の面積に応じて変わる<br>・1工区又は2工区の一括取得<br>…1億5千万円<br>・5ha以上の用地取得…5千万円<br>・5ha未満の用地取得…3千万円 |  |  |  |          |             |     |         |        |          |          |           |        |        |  |  |

## 大分県の融資制度

過疎地域等、又は、インテリジェントタウン内に事業所を新設する企業に対して融資します。

|             | 大分県過疎地域等企業立地特別資金  | インテリジェントタウン企業立地促進資金   |
|-------------|---|---|
| 対象者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件を満たす中小企業</li> <li>● 過疎地域等に新たに立地</li> <li>● 業種: 製造業、商品検査業、ソフトウエア業、自然科学研究所、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、運輸業、観光・レジャー業、BPO事業、コールセンター業</li> <li>● 新規雇用10人以上で、その地域内の住民を2割以上雇用する予定があること。ただし、ソフトウエア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附隨サービス業、デザイン業、機械設計業については、新規雇用5人以上で、その地域内の住民を2割以上雇用する予定があること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● インテリジェントタウン内(大分市高江)に新たに立地する企業</li> <li>● 新規雇用10人以上</li> <li>● 業種: ソフトウエア業、情報処理サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所</li> </ul> |
| 対象事業        | 事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得  |   |
| 融資限度額       | 3億円(融資対象事業の1/2以内)   |   |
| 融資利率        | 融資実行日の長期プライムレートの1/2   |   |
| 融資期間        | 10年以内(据置期間2年以内を含む)  |   |
| 償還方法        | 元金均等月賦償還  |   |
| 指定金融機関      | 大分銀行、豊和銀行、商工中金大分支店  |   |
| 担保等融資条件     | 指定金融機関の定めるところによる  |   |
| 問合せ先        | 大分県商工労働部企業立地推進課 企業誘致班(県庁本館7階)<br>TEL 097-506-3245 FAX 097-506-1755  |   |
| 申込方法        | 融資対象認定願等を下記の大分県商工観光労働部経営創造・金融課に提出   |   |
| 申込先<br>問合せ先 | 大分県商工観光労働部経営創造・金融課<br>金融・再生支援班(県庁本館7階)<br>TEL 097-506-3226 FAX 097-506-1882   |   |



## 市町村の融資制度

地域振興に資する民間投資を支援するため、長期の無利子資金を融資します。

|             | ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）   |
|-------------|--|
| 対象者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件を満たす法人格を有する民間事業者</li> <li>● 新規雇用者が1人以上[県融資の場合:5人以上(再生可能エネルギー電気事業は1人)]</li> <li>● 用地取得費を除く融資対象費用の総額が1,000万円以上</li> <li>● 用地取得等の契約後5年以内に営業を開始すること</li> <li>● 対象事業が、公益性、事業採算性等の観点から実施されること</li> </ul> |
| 対象事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>①設備の取得等に係る費用</li> <li>②試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用<br/>(②に対する貸付額は、対象事業一件当たりの貸付額の総額の20%未満。)</li> </ul>   |
| 融資限度額       | 10.5億円[県:42億円](過疎地域や離島地域の場合、13.5億円[県:54億円]まで増額可能)<br>貸付対象費用に係る借入総額の35%(過疎・離島地域は45%)  |
| 融資利率        | 無利子  |
| 融資期間        | 5年以上20年以内(うち据置期間5年以内を含む)   |
| 償還方法        | 元金均等半年賦償還  |
| 指定金融機関      | 民間金融機関等  |
| 担保等融資条件     | 民間金融機関等の連帯保証が必要  |
| 申込先<br>問合せ先 | 詳細については、各市町村にお問い合わせ下さい。  |

